

平成20年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の物品、委託、工事）

商工観光労働部

（注）1、2の説明

表頭欄の「根拠法令」(1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令 1	適用類型 2
商業観光振興課	東京観光物産情報センター改装委託	東京観光物産情報センターの改装委託業務	平成20年9月29日	株式会社丹青社	6,649,650	情報センターとして、ふさわしい店舗デザインを選定する必要があり、競争入札は適さない。このため、プロポーザル方式で企画提案を募集しその中から優秀な作品を選定した。	2号	4
商業観光振興課	米原SOHO事業者支援事業委託	米原SOHOビジネスオフィス入居者に対する起業支援業務	平成20年4月1日	(財)滋賀県産業支援プラザ	5,000,000	専門的な知識、実績を有し、特定の利益に片寄らない機関を選定(中小企業支援法等指定)した。	2号	3イ
商業観光振興課	管理運営委託	東京・名古屋観光物産情報センターの管理運営	平成20年4月1日	(社)びわこビジターズビューロー	33,563,143	県設置の観光物産情報センターの管理運営委託であり、同センター設置条例で委託先がビューローと明記されているため。	2号	1